

土地利用基本計画の変更について

令和5年3月29日

三重県

別紙様式
変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) ()	割合(%) (/ 県土面積)	拡大面積(ha) ()	縮小面積(ha) ()	差引面積(ha) (; -)	面積(ha) (; +)	割合(%) (; / 県土面積)
都市地域(a)	202,977	35.2%			0	202,977	35.2%
農業地域(b)	200,108	34.7%			0	200,108	34.7%
森林地域(c)	370,162	64.1%	15	10	5	370,167	64.1%
自然公園地域(d)	211,146	36.6%			0	211,146	36.6%
自然保全地域(e)	464	0.1%			0	464	0.1%
五地域計 (f: a+b+c+d+e)	984,857	170.6%	15	10	5	984,862	170.6%
白地地域	4,221	0.7%	4	15	11	4,210	0.7%
県土面積	577,448	100.0%			0	577,448	100.0%

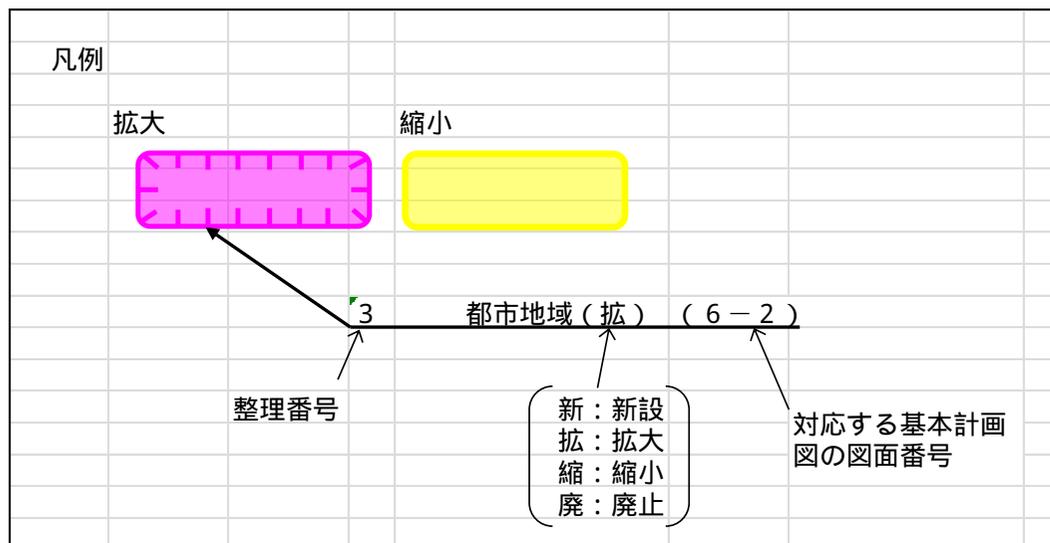
注1: 県土面積は、令和4年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」＝「他地域との重複計」＋「白地地域の増減」＝「変更部分の地目現況計」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称を記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、地目の現況について、固定資産税概要調書、航空写真等を基に、該当する現況を「農地」、「森林」、「原野等」、「水面」、「建物」、「道路」、「その他」に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」欄には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)なお、森林地域の縮小に係る林地開発許可の年月日等についても記載すること。

2 計画図(変更区域・変更位置図)



3 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
変更なし			

4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

(1) 市町村(国土利用計画法第9条第11項関連)

市町村名	調整状況
尾鷲市、熊野市	済み

【記載上の注意事項】

- 1) 「市町村名」欄の記載は、1(2)の「関係市町村名」欄の記載と整合性を図ること。全市町村に意見聴取を実施した(又は実施する予定の場合)には、「全市町村」と記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。

(2) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況
三重県国土利用計画審議会	済み

【記載上の注意事項】

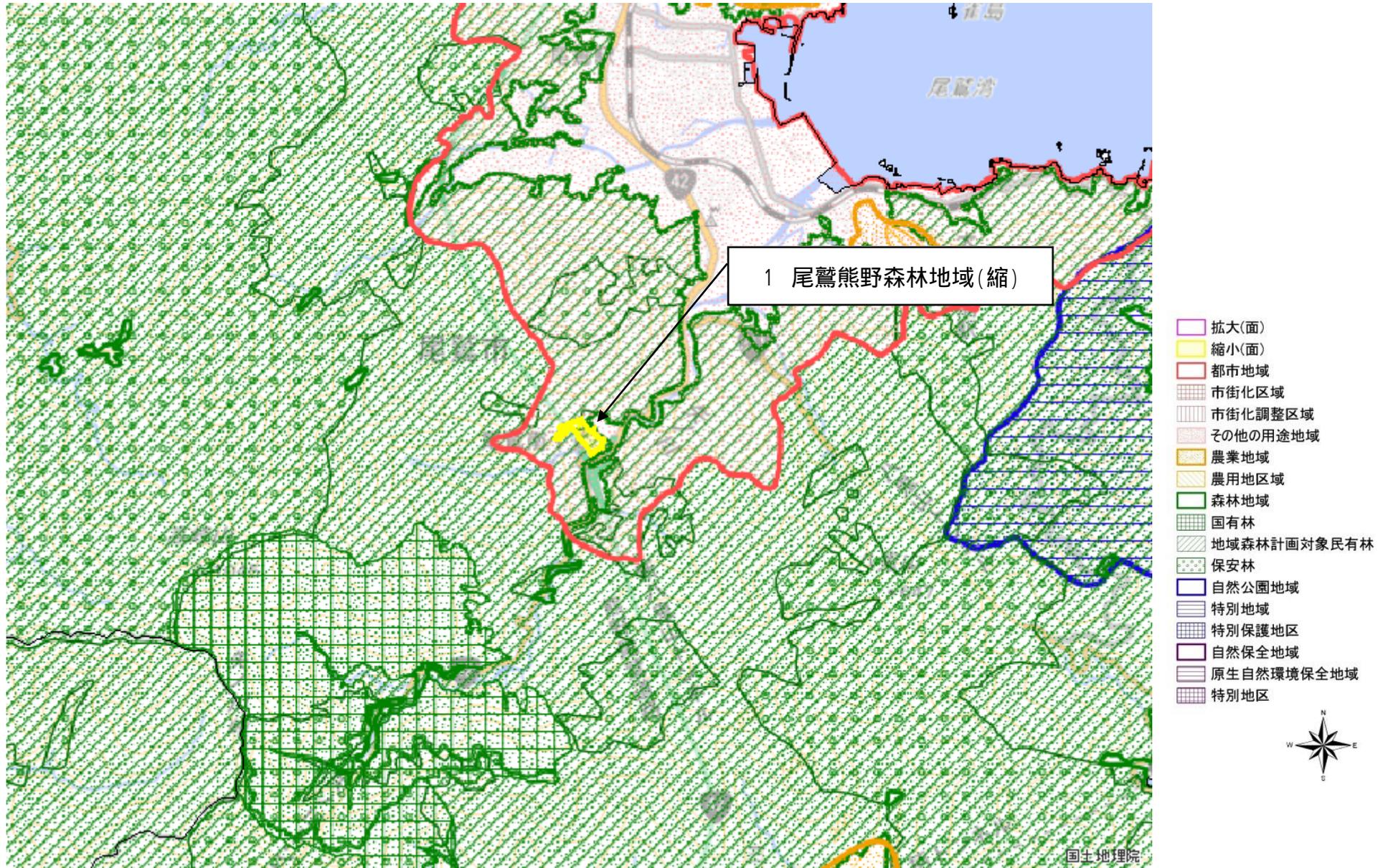
- 1) 「機関名」の欄には、機関名(例: 県国土審議会)を記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。

変更区域一覽



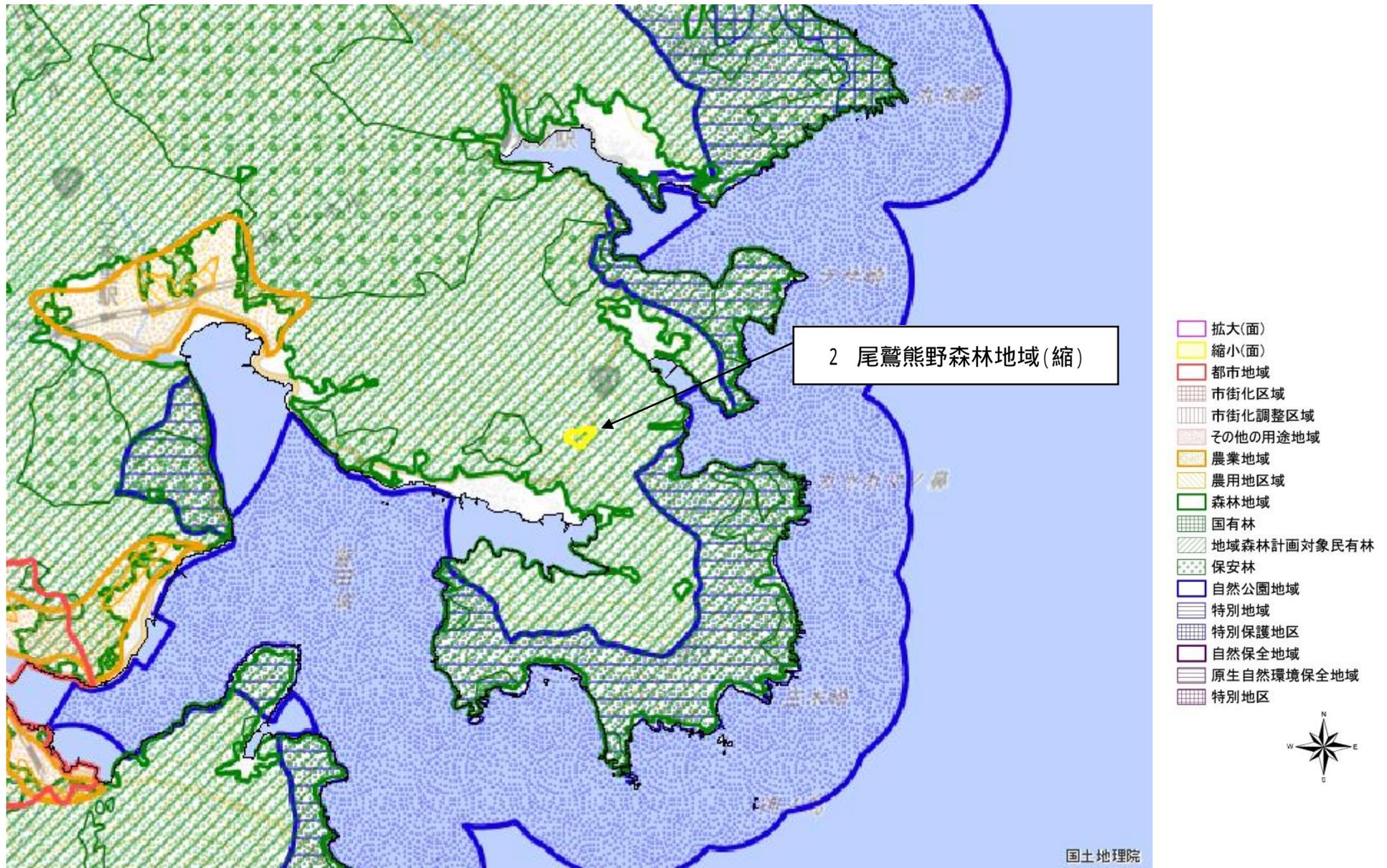
図の中心位置： 33.920, 136.220 (北緯,東経) 縮尺 1:500000

変更区域図 1 【尾鷲市南浦矢ノ川】



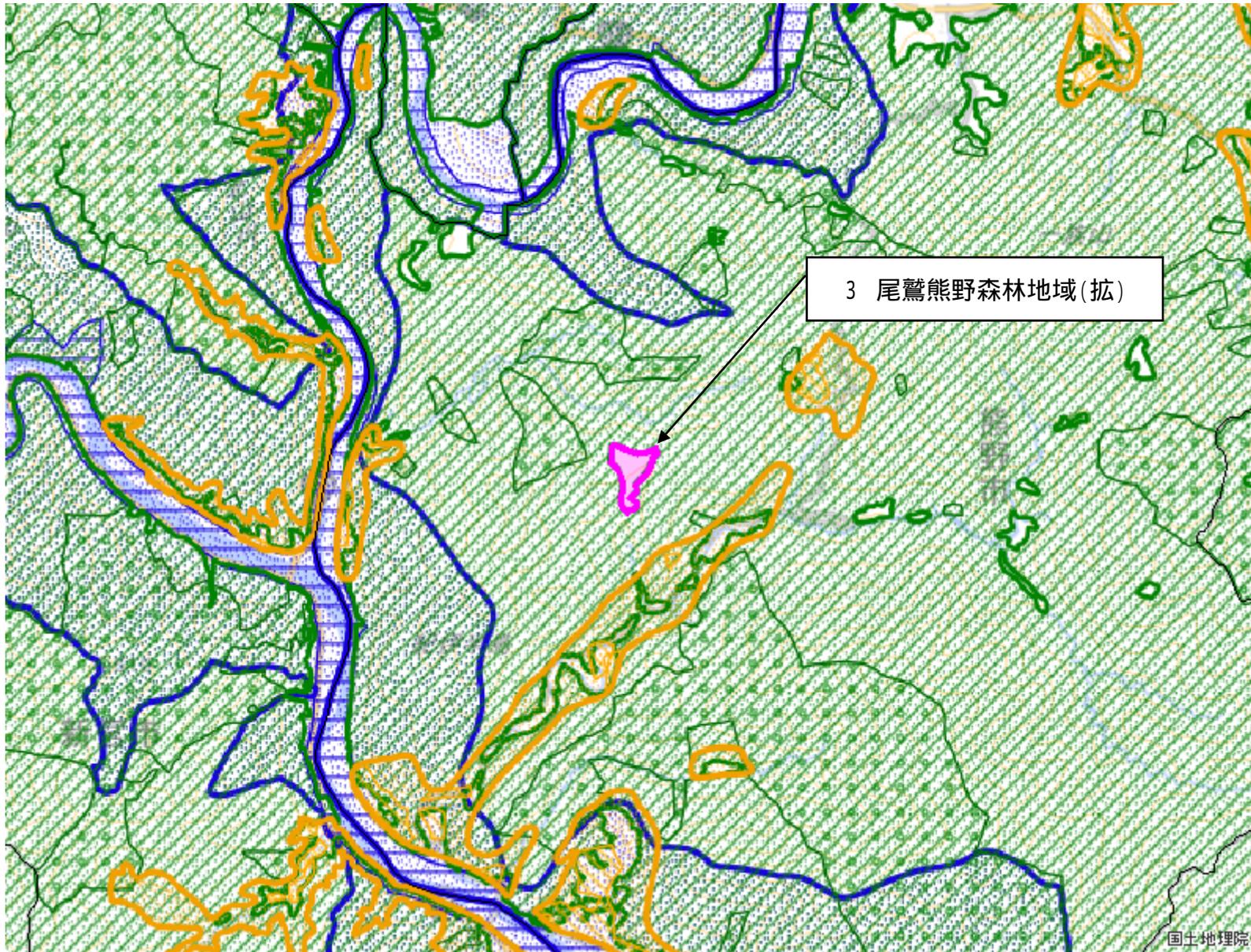
図の中心位置： 34.040, 136.190 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

変更区域図 2 【尾鷲市早田町小口古田】



図の中心位置： 33.990, 136.250 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

変更区域図 3 【熊野市紀和町楊枝川】



- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区



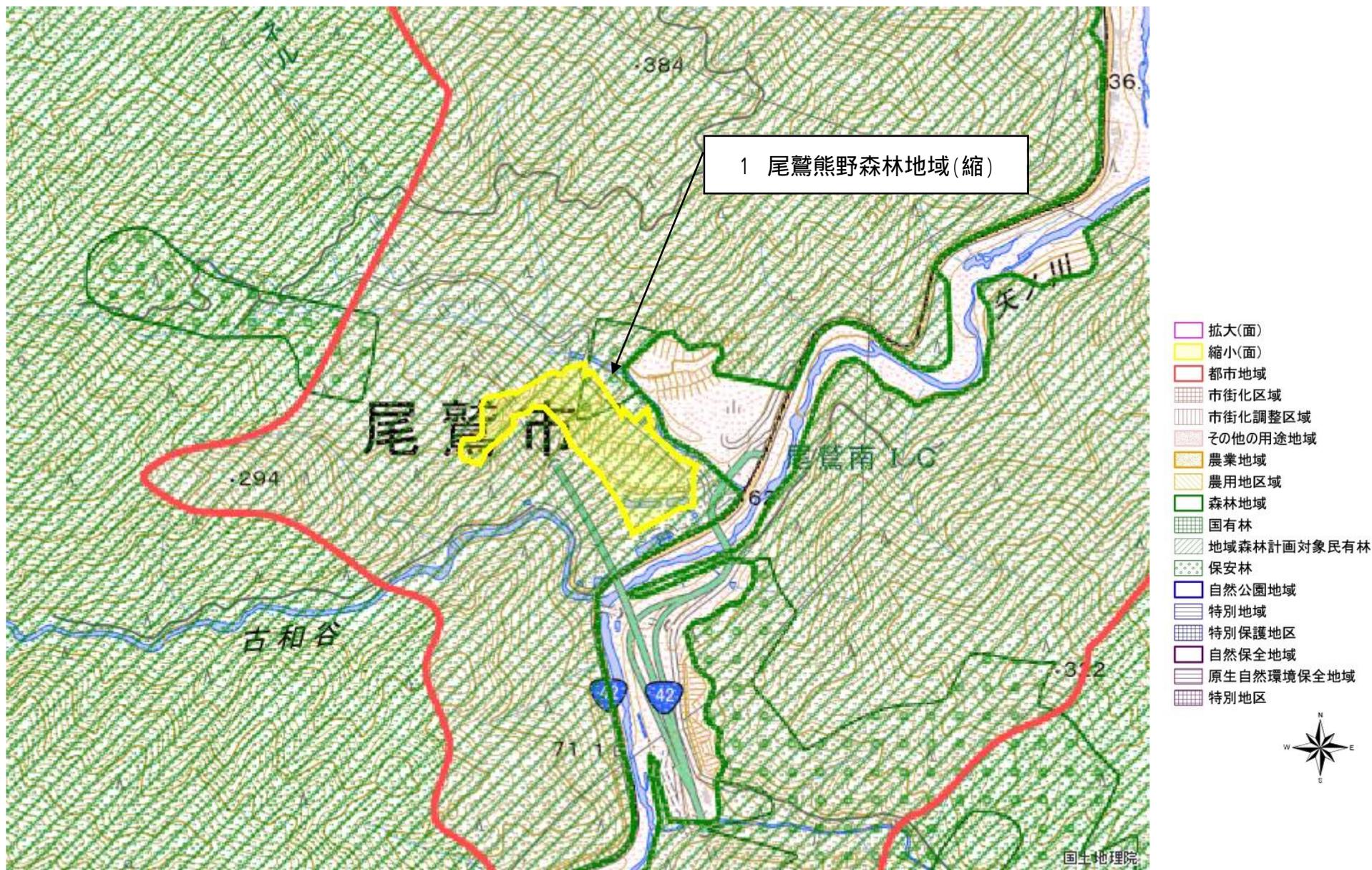
図の中心位置： 33.840, 135.880 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

国土地理院

参 考 資 料

- ・ 変更区域図 1 (縮尺 1 : 10000)
- ・ 変更区域図 2 (縮尺 1 : 10000)
- ・ 変更区域図 3 (縮尺 1 : 10000)

変更区域図 1 【尾鷲市南浦矢ノ川】



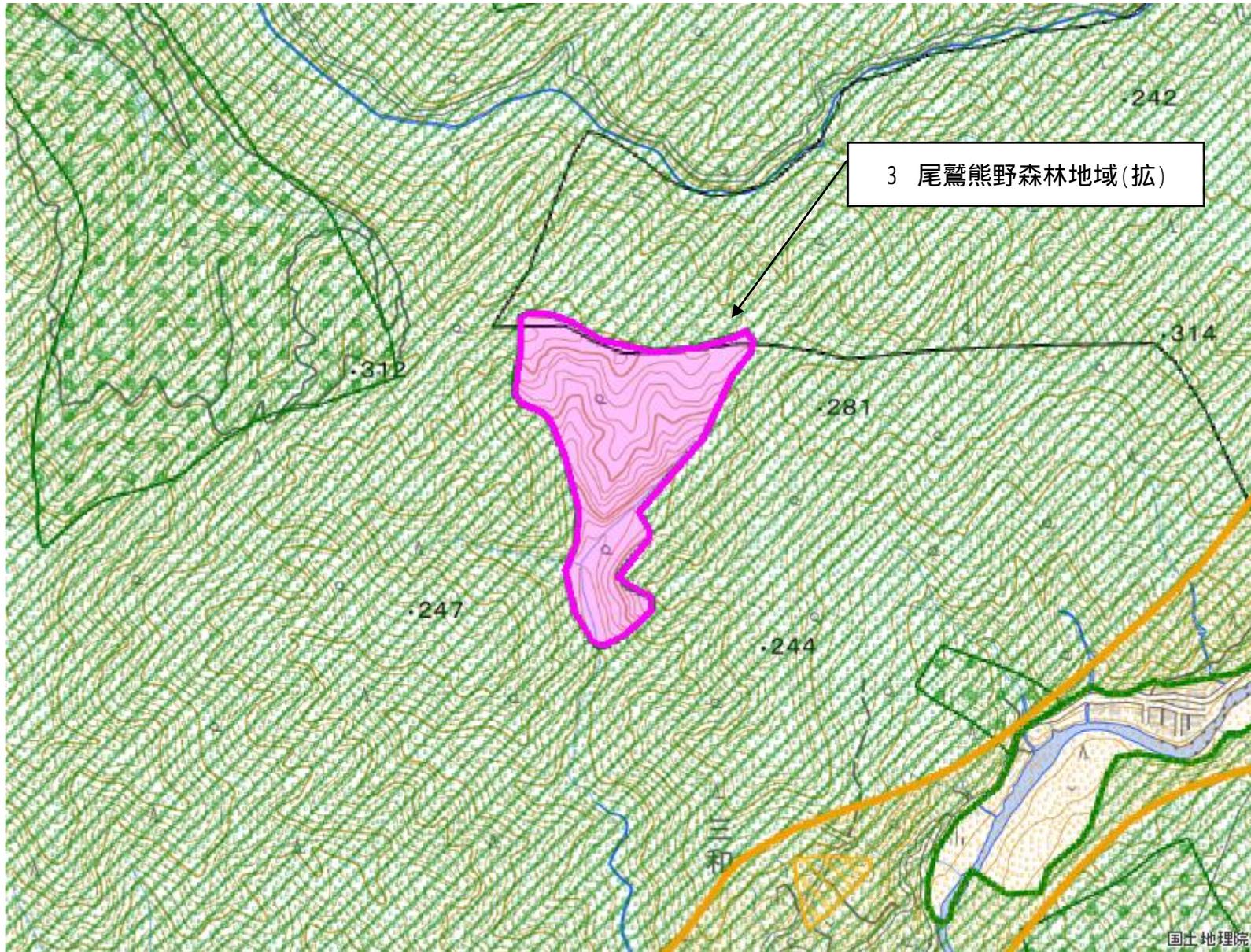
図の中心位置： 34.040, 136.190 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

変更区域図 2 【尾鷲市早田町小口古田】



図の中心位置： 33.990, 136.250 (北緯,東経) 縮尺 1:10000

変更区域図 3 【熊野市紀和町楊枝川】



- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区



図の中心位置： 33.840, 135.880 (北緯,東経) 縮尺 1:10000